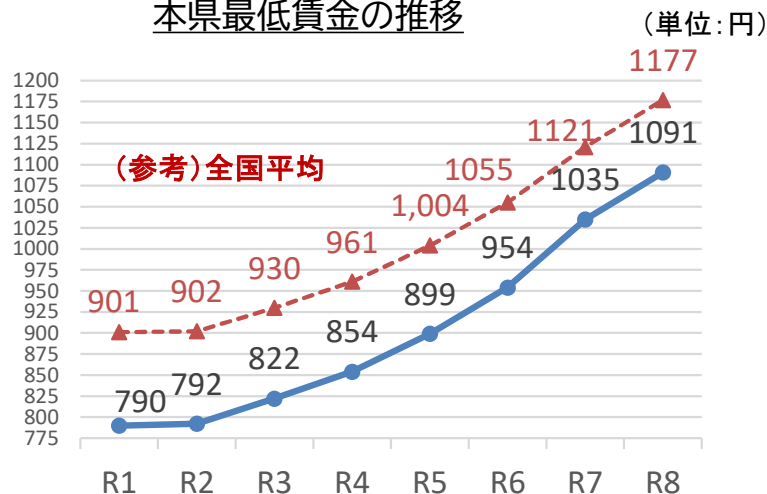


最低賃金

- 本県のR 8 最低賃金は1,096円（8月28日答申）
過去2番目の上げ幅(61円)

本県最低賃金の推移



国の支援

- 業務改善助成金（厚生労働省）

事業場内最低賃金を50円以上引き上げた場合、設備投資の業務改善に係る経費を助成

- ・助成率区分 事業場内最低賃金1,050円以上 3/4
事業場内最低賃金1,050円未満 4/5
- ・上限額区分 引き上額区分3コース制に（50, 70, 90円）
30万円～最大600万円
- ・募集時期 **R 8年9月1日から** R 8最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月までのいずれか早い日に重点化 **(大分県は10月末まで)**

県の支援

大分県業務改善奨励金

- 県では、生産性向上による持続的な賃上げの実現を図るため、国の業務改善助成金の採択を受けた中小企業等が行う設備投資等に対し県独自の上乗せ支援を行っています。

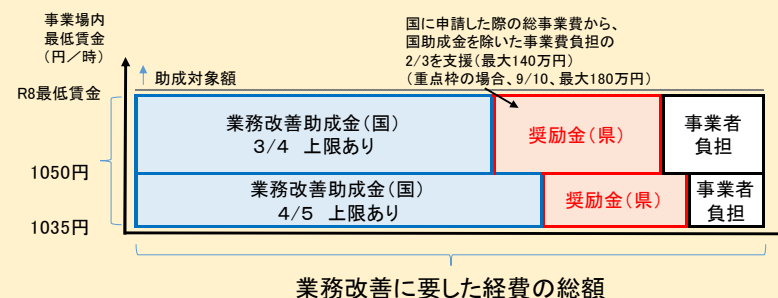
R 8年度は、大分県業務改善奨励金を**大幅拡充**しました。

通常枠 補助率 1/2→2/3 上限額75万円→140万円又は国助成額

重点枠 補助率 2/3→**9/10** 上限額100万円→180万円又は国助成額

※重点枠：最低賃金改定幅を超えて事業場内最低賃金を引き上げた中小企業等が対象（令和7年9月補正予算で創設）

助成対象のイメージ



- この支援拡充により、対象経費に占める事業者の負担割合は、最も低くなる場合、**5.0分の1**に！

※国助成金の助成率4/5 県奨励金「重点枠」適用の場合

- こんなこと（業務改善事例）にも利用されています。
 - ・有料老人ホームにおける見守り介護ロボットの導入
 - ・クリーニング店におけるパワーリフト付き車両の導入
 - ・飲食店における大型の冷蔵庫への更新
 - ・有料老人ホームにおける送迎用福祉車両の導入
 - ・農場における配送用軽バン車両の導入
 - ・宴会場の畳を和風フロアへ。ふすまを撤去し軽量引き戸へ
 - ・宴会場における客室の座卓をテーブルに交換

◇ **R 8年3月以前**に国助成金を申請された方も、4月以降、県奨励金の申請を受け付けていますので、**お忘れなく申請してください**（拡充前の補助率等を適用）。
◇ R 8年度の国助成金・奨励金申請は **9月から**です。最低賃金引上げ状況を踏まえ、**①どのような賃上げ環境整備に取り組むか、②事業所内最低賃金の引上げ額や対象人数をどの程度見込むか、③それに伴い、どの程度の国助成金や県奨励金を申請するか**、などの賃上げ方針をご検討のうえ早めに申請をお願いします。